

宮古島市電気自動車等導入補助金交付要綱

令和 5 年 5 月 31 日

告示第105号

令和 7 年 3 月 25 日

告示第45号

(趣旨)

第1条 エコアイランド宮古島として資源循環型社会の構築、脱炭素化の推進、災害等による停電時における安全安心の確保及び地域経済の活性化を目的として、補助対象車両等を導入した者に対し、予算の範囲内で宮古島市電気自動車等導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについては、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車等 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。
- (2) 補助対象車両等 電気自動車等並びに外部給電器及びV2H充放電設備をいう。
- (3) 電気自動車 搭載された電池又は燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）、側車付二輪自動車（同項に規定する自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条第4号に規定する側車付二輪自動車をいう。）、原動機付自転車（同法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けているものに限る。）又は軽自動車に該当する二輪自動車（同条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条の規定により同規則別表第1に

定める自動車の種別が軽自動車に該当する二輪自動車をいう。)で、型式認定を取得したものをいう。ただし、検査済自動車については、型式認定を取得していないものを含め、電動機が鉛電池によって駆動されるもの、事業用自動車並びに地方公共団体又は地方公共団体が出資する法人が所有し、又は使用する^{じんかい}塵芥車及び大型特殊自動車（自動車抵当法（昭和26年法律第187号）第2条ただし書に規定する大型特殊自動車を含む。以下同じ。）を除く。

- (4) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるもの、事業用自動車並びに地方公共団体又は地方公共団体が出資する法人が所有し、又は使用する塵芥車及び大型特殊自動車を除く。
- (5) 事業用自動車 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第6項に規定する貨物利用運送事業の用に供する自動車（自動車リース事業者による貸渡し（以下「リース」という。）を行う場合を含む。）をいう。
- (6) 外部給電器 電気自動車等から電力を取り出す装置で、一般社団法人電動車両用電力供給システム協議会の規格「電動自動車用充放電システムガイドライン V2L DC版」に基づく検定（CHAdemo V2L protocol認証）に合格しているものをいう。
- (7) V2H充放電設備 電気自動車等から電力を取り出し、及び電気自動車等に充電する装置で、一般社団法人電動車両用電力供給システム協議会の規格「電動自動車用充放電システムガイドライン V2H DC版」に基づく検定（CHAdemo V2H protocol認証）に合格しているものをいう。
- (8) CEV補助金 経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金事業において交付される補助金をいう。
- (9) 充電インフラ補助金 経済産業省のクリーンエネルギー自動車の普及

促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金をいう。

(補助対象者、補助対象経費、補助金交付額及び補助上限額)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件全てに該当する者とする。

- (1) 申請日において本市の住民基本台帳に記録されている個人又は本市に事務所または事業所を営む法人であること。
- (2) 第12条に定める事項に協力できる者であること。
- (3) 本市の公的義務（市税、使用料、負担金、貸付け等）の納付を果たしている者であること。
- (4) 同一年度内に補助金の交付決定を受けていない個人又は法人であること。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合を除く。
 - ア 電気自動車等に対する補助金の交付決定を受けている場合において、外部給電器又はV2H充放電設備のいずれかの導入をしようとする場合
 - イ 外部給電器又はV2H充放電設備のいずれかに対する補助金の交付決定を受けている場合において、電気自動車等の導入をしようとする場合
- (5) 貸渡し用に供することを目的として電気自動車等を導入する者でないこと。
- (6) 貸渡し用電気自動車等に給電することを目的として外部給電器またはV2H充放電設備等を導入する者でないこと。

2 補助対象者が行う補助対象車両等の導入に要する経費のうち、一定の基準に従って求めた補助金を、予算の範囲内において、交付するものとする。

3 補助対象経費、補助金交付額及び補助上限額については、別表第1のとおりとする。

(交付対象となる補助対象車両等)

第4条 交付対象となる補助対象車両等は、次に掲げる要件全てに該当するものとする。

- (1) C E V補助金または充電インフラ補助金の交付対象となっていること。
- (2) 購入又はリースの契約にて導入したものであること。
- (3) 過去に補助金の交付決定を受けていないものであること。
- (4) 別表第2に掲げる各区分における要件を全て満たしていること。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付申請をする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び補助対象車両等に関する協力同意書（様式第2号）に、別表第3に掲げる書類を添付し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに市長に提出しなければならない。

（1） 電気自動車等 補助金交付年度の2月末日又は申請に係る車両の初度登録の日から2か月以内のいずれか早い日（土日祝日を除く。）。

（2） 外部給電器及びV2H充放電設備 市長が定める日

2 申請書及び添付書類の提出は、宮古島市企画政策部エコアイランド推進課への持参による。

（補助金の交付決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付決定を行い、申請者に補助金交付決定通知書（様式第3号）を送付するものとする。

（交付申請の変更又は取下げ）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の申請内容の変更又は取下げをしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 交付決定者は、前項の規定により承認を受けようとするときは、補助金交付申請変更（取下）届出書（様式第4号）を提出するものとする。

（実績報告）

第8条 外部給電器及びV2H充放電設備に係る交付決定者は、申請に係る機器又は設備の導入後、実績報告書（様式第5号。以下「報告書」という。）に別表第4に掲げる書類を添付し、導入した日から2か月以内又は補助金交付年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない（土日祝日を除く。）。

2 報告書及び添付書類の提出は、宮古島市企画政策部エコアイランド推進課への持参による。

（補助金の額の確定通知）

第9条 市長は、電気自動車等に係る補助金の交付申請があり、第6条の交付の決定をしたときは、併せて第3条第2項及び第3項に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知する。

2 市長は、外部給電器又はV2H充放電設備に係る前条の報告書の提出があり、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、第3条第2項及び第3項に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知する。

（補助金の交付）

第10条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第7号。以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された請求書を審査し、適正と認めたときは、補助金を交付する。

（財産処分の制限）

第11条 交付決定者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 交付決定者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、取得財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供すること（以下「処分」という。）をしてはならない。ただし、リースの場合は、リースの契約満了まで使用しなければならない。

（1） 電気自動車等 財産取得後4年間

（2） 外部給電器 財産取得後3年間

（3） V2H充放電設備 財産取得後5年間

3 市長は、補助対象車両等の処分がされた場合は、処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する補助金を返還させるものとする。ただし、事故等により取得財産の使用が困難になった場合で、その原因が使用者の故意又は重過失によらない場合は、補助金の取扱いについて、補助金の交

付を受けた者と協議の上定めるものとする。

（協力事項）

第12条 補助金の交付を受けた者は、市長が次に掲げる事項への協力を求めた場合は、可能な範囲で協力しなければならない。

(1) 補助対象車両等の導入から1年ごとの使用状況に関するヒアリング及びアンケート

(2) 導入した補助対象車両等の災害時等における貸与

(3) その他市長が必要と認めるもの

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

別表第1（第3条関係）

1 補助対象経費は、車両本体価格（外部給電機能含む）、外部給電器本体価格、V2H充放電設備本体価格のいずれも税抜きの額とする。		
2 補助率及び補助金交付額は下表のとおりとする（千円未満切り捨て）。		
区分	補助金交付額	上限額 (千円)
電気自動車等	C E V 補助金の補助金交付額 $\times 2 / 5$	340
外部給電器	本体価格 $\times 2 / 15$	200
V2H充放電設備（1基当たり）	本体価格 $\times 1 / 5$	120

別表第2（第4条関係）

区分	申請要件
電気自動車等	①申請車両は、第5条の規程に基づき申請する日（以下「申請日」という。）の属する年度の4月1日から申請日の属する年度の2月末日までに初度登録された車両であること。 ②新車として導入するものであること

	③申請者は申請車両の購入者であり、申請車両の自動車検査証記録事項上の所有者及び使用者の氏名又は名称の欄が申請者であること。ただし、リースの場合は、使用者の氏名又は名称の欄が申請者であること。標識交付証明書上においては所有者の氏名の欄が申請者であること。 ④申請車両の自動車検査証記録事項上の使用の本拠地が本市であること。
外部給電器	①外部給電器は、交付決定後に発注されるものであること。 ②新品の機器であること。 ③申請者は、外部給電器の購入者であること。
V2H充放電設備（1基当たり）	①V2H充放電設備は、交付決定後に発注されるものであること。 ②新品の機器であること。 ③申請者は、V2H充放電設備の購入者であること。 ④申請者は、V2H充放電設備の所有者であり、かつ、当該設備の設置場所及び給電対象施設の使用権を有するものであること。ただし、リースの場合は、当該設備の設置場所及び給電対象施設の使用権を有する者であること。

別表第3（第5条関係）

区分	申請に必要な添付書類
電気自動車等	①支払証憑（写し）又は全額支払いの手続きが完了していることを証明する書類（写し）（注） ②リースの場合は、リース契約を示す書類（写し） ③導入状況を示すカラー写真 ④自動車検査証及び自動車検査証記録事項（写し）又は標識交付証明書

	⑤補助対象者が法人の場合は全部事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書)(発行から3か月以内のもの)、個人の場合は本人確認書類(免許証(写し)、住民票(写し)(発行から3か月以内のもの)等) ⑥補助対象車両等に関する協力同意書(様式第2号) ⑦その他市長が必要と認めるもの
外部給電器	①見積書の写し(メーカー名、型式、購入価格(予定価格)及び購入費の支払い条件が明記されているもの) ②補助対象者が法人の場合は全部事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書)(発行から3か月以内のもの)、個人の場合は本人確認書類(免許証(写し)、住民票(写し)(発行から3か月以内のもの)等) ③補助対象車両等に関する協力同意書(様式第2号) ④その他市長が必要と認めるもの
V2H充放電設備(1基当たり)	①見積書の写し(メーカー名、型式、購入価格(予定価格)及び購入費の支払い条件が明記されているもの) ②V2H充放電設備の設置場所及び給電対象施設の使用権を確認する書類 ③V2H充放電設備設置場所を確認する書類 ④補助対象者が法人の場合は全部事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書)(発行から3か月以内のもの)、個人の場合は本人確認書類(免許証(写し)、住民票(写し)(発行から3か月以内のもの)等) ⑤補助対象車両等に関する協力同意書(様式第2号) ⑥その他市長が必要と認めるもの
(注) 支払証憑(写し)又は全額支払いの手続きが完了していることを証明する書類(写し)とは、以下の書類をいう(別表第4において同じ)。	

①申請者自身が現金により支払いを完了した場合 申請者宛の領収証（写し）、又は銀行振込等で領収証の無いものについては、銀行発行の振込証明書（写し）（振込金受取書等）等
②ローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式を利用した場合 当該支払方式を合意したことが明記されている、申請者が契約者となっている契約書等

別表第4（第8条関係）

区分	実績報告に必要な添付書類
外部給電器	①支払証憑（写し）又は全額支払いの手続きが完了していることを証明する書類（写し） ②リースの場合は、リース契約を示す書類（写し） ③導入状況を示すカラー写真 ④発注日が記された保証書（写し）又は納品日が記された納品書（写し） ⑤その他市長が必要と認めるもの
V2H充放電設備（1基当たり）	①支払証憑（写し）又は全額支払いの手続きが完了していることを証明する書類（写し） ②リースの場合は、リース契約を示す書類（写し） ③導入状況を示すカラー写真 ④メーカーが発行する保証書（写し）又はメーカーが認めた第三者が発行する保証書（保証書のフォームは、メーカーが定めたもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る。） ⑤設備設置の完了を確認できる図面 ⑥その他市長が必要と認めるもの

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

宮古島市長 様

（申請者）

住 所：

ふりがな

氏 名：

印

電 話：

補 助 金 交 付 申 請 書

宮古島市電気自動車等導入補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

1	補助対象車両等の使用者名 (法人名及び代表者名)		
	住所		〒906－ 宮古島市
2	補助対象車両等の所有者名 (法人名及び代表者名)		
	住所		〒
3	使用の本拠の位置		
4	車種又は機種	電気自動車等	車 種： 蓄電池容量： kwh
		外 部 給 電 器 及 び V2H 充放電設備	メーカー： 型 式 名：
5	導入(納車・設置) 年月日	電気自動車等	年 月 日
		外 部 給 電 器 及 び V2H 充放電設備	年 月 日 (予定)
6	契約形態 (いずれかに○印)		1 購入 (現金) 2 購入 (ローン) 3 リース
7	車両等導入に要する経費 (税抜)		千円
8	補助金交付申請額		円

〔 添付書類 〕

☐ 宮古島市電気自動車等導入補助金交付要綱別表第 3 に掲げる書類

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

宮古島市長 様

補助対象車両等に関する協力同意書

宮古島市電気自動車等導入補助金の交付を受けて導入した補助対象車両等について、
宮古島市電気自動車等導入補助金交付要綱第 12 条に定める事項へ協力することを同意
いたします。

住 所	〒906－ 宮古島市
ふりがな 氏 名	印
商 号 代表者 (法人の場合)	
連絡先	電話： 携帯： メールアドレス：

様式第 3 号 (第 6 条関係)

宮古島市指令第 号

受付番号 _____

様

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、宮古島市電気自動車等導入補助金について、宮古島市電気自動車等導入補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり決定する。

年 月 日

宮古島市長



記

1 交付金額 _____ 円

2 交付条件

(1) 外部給電器及び V2H 充放電設備に係る交付決定を受けた者は、申請に係る機器又は設備を導入した日から 1 か月以内又は令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。

(2) 交付決定を受けた者は、市長の求める書類があるときには直ちに市に提出しなければならない。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

宮古島市長 様

住 所：

ふりがな

氏 名：

印

電 話：

補助金交付申請変更（取下）届出書

年 月 日付け宮古島市指令第 号で交付決定通知のあった
宮古島市電気自動車等導入補助金については、下記の理由により、変更（取下げ）します。

記

1. 補助金の額 _____ 円

2. 申請年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3. 変更又は取下げの理由

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

宮古島市長 様

住 所：

ふりがな

氏 名：

印

電 話：

実績報告書

年 月 日付け宮古島市指令第 号で交付決定通知のあった宮古島市電気自動車等導入補助金については、補助対象機器（設備）が導入されたので、下記のとおり報告します。

1	補助対象機器（設備）の使用者名 （法人名及び代表者名）	
	住所	〒906－ 宮古島市
2	補助対象機器（設備）の所有者名 （法人名及び代表者名）	
	住所	〒
3	機種	メーカー： 型 式 名：
4	導入（設置）年月日	年 月 日
5	契約形態（いずれかに○印）	1 購入（現金） 2 購入（ローン） 3 リース
6	機器（設備）導入に要する経費 （税抜）	千円

[添付書類]

☐ 宮古島市電気自動車等導入補助金交付要綱の別表第4に掲げる書類

様式第 6 号（第 9 条関係）

宮古島市達第 号

様

補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで交付決定のあった、宮古島市電気自動車等
導入補助金の額について、宮古島市電気自動車等導入補助金交付要綱第 9 条
の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知する。

年 月 日

宮古島市長



記

補助金交付確定額は、次のとおりである。

補助金交付確定額 _____ 円

様式第 7 号 (第 10 条関係)

年 月 日

宮古島市長 様

(申請者)
住 所 :
ふりがな
氏 名 : 印
電 話 :

補 助 金 支 払 請 求 書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知のあった
宮古島市電気自動車等導入補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 受付番号 _____

2 補助金請求額 _____ 円

3 補助金の振込先

金融機関名	(ふりがな)
支店名	(ふりがな)
預金種類	普 通 ・ 当 座
口座番号	
口座名義 (※申請者本人)	(ふりがな)

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）

様式第 4 号（第 7 条関係）

様式第 5 号（第 8 条関係）

様式第 6 号（第 9 条関係）

様式第 7 号（第 10 条関係）